

令和 8 年度

「いきいきかわさき区提案事業」募集案内

川崎区では、地域の身近な課題の解決に向けて、地域で活動する団体と区役所が協働して実施する『いきいきかわさき区提案事業』を募集します。審査委員会の選考を経て、選定された事業は、提案団体と川崎市が協定を締結し、提案団体に事業を実施していただきます。

※応募前に、必ずこの募集案内を御一読ください。

募集期間

令和 7 年 11 月 4 日(火)～令和 7 年 12 月 12 日(金)

事業期間

令和 8 年 4 月以降の協定締結日～令和 9 年 2 月 28 日(日)

事業費

1 事業あたり 80 万円以内（事業実施前の概算払いも可能）

※選定事業が多数の場合は、事業費を調整させていただく場合があります。

詳しい募集案内と応募様式は、
区役所 HP からダウンロード！

いきいきかわさき区提案事業



＜応募書類提出先・問合せ先＞

川崎区役所まちづくり推進部企画課

電話 044-201-3267

メールアドレス: 61kikaku@city.kawasaki.jp

応募から事業着手・事業報告までの流れ

① 応募、個別事業相談

【11 月 4 日(火)～12 月 12 日(金)】

●提出書類

- ・企画提案書(第1号様式)
- ・予算書(第2号様式)
- ・団体概要書(第3号様式)
- ・同意書(第3号様式付属書類)
- ・団体の定款又は相当する規則や会則など(様式自由)
- ・団体の主な活動実績(様式自由)
- ・前年度(令和6年度)の収支決算書(様式自由)

●個別事業相談

- ・希望する団体に対して、随時、相談を受け付けます。
- ・新規提案予定団体は応募前に必ず御相談ください。



② 審査委員会による提案審査(公開プレゼンテーション)

【3月3日(火)(予定)】

- ・各応募団体がプレゼンテーション(10分間)を行います。
(詳細は、提案団体に別途、お知らせします)
- ・提案の審査結果は、「川崎市川崎区市民提案型協働事業
審査委員会」の意見を尊重し区が最終決定します。



③ 審査結果の通知

【3月中旬】



④ 事業着手に向けた手続き

【3月下旬以降】

- ・経費の支払いは、原則として事業完了後となりますが、事業
開始当初に資金が無く、事業実施に支障を来たす場合には、
事業実施前に概算額をお支払いすることができます。



⑤ 事業着手

【4月以降】



⑥ 事業完了報告

【事業完了の日から 30 日以内】



●提出書類

- ・結果報告書(第4号様式)

⑦ 審査委員会による事業評価

【令和9年2月頃】

募集する事業

(1) 募集する提案事業は川崎区内の地域課題の解決につながる取組です。特定の募集テーマは設定しませんが、次の事業例のうち、地域が直面する具体的な課題の解決に寄与する提案事業については、審査において加点対象となります。

＜川崎区内の地域課題の解決につながる事業例＞

- ・地域資源を活かしたまちづくりの推進
- ・誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進
- ・地域における子ども・子育て支援の推進
- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・交通安全と自転車対策の推進
- ・多文化共生のまちづくりの推進

(2) 次のいずれかに該当する事業は、本提案事業の対象となりません。

- ①川崎区役所が業務を所管していないもの
- ②提案団体が既に実施しているもの
- ③営利を目的とするもの
- ④特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ⑤政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- ⑥国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ⑦施設等の建設や整備を目的としたもの
- ⑧公序良俗に反するもの

(参考: 令和 7 年度選定事業)

◆～こどもと大人の自分らしく生きるを応援する～らしく Ru (株式会社 EMISORA)

子育てへの不安や保護者の孤独感を減らすために、親子で楽しめるイベントや交流の場を創出する。また、地域で子育て支援を始めたい方や団体が学び合い、つながれるコミュニティ「みらく Ru スクール」も開催。子育てにやさしい地域を広げていく。

◆子どもまちびらき大作戦 (NPO 法人姿勢教育の孝心会)

区内の小学生や中学生を対象に「川崎区をもっと良いまち」になるためのアイデアを募集し、小さい子どもと学生と一緒にイベントなどの形で実現する。子ども主体のまちづくりで、地域の活性化を目指す。

◆川崎あそび宿 (川崎あそび宿)

地域の未来の担い手である子どもを対象に、川崎宿の歴史を江戸時代のあそびを通して楽しく体験し、川崎の文化の伝承と発展につながることを目的に「川崎あそび宿」を開催する。

◆防災マルシェ (いきがい工房さらら)

地域には小さい子どものいる人、外国人、高齢者、障がいのある人、女性、ペットがいる人など、いろいろな人が一緒に暮らしている。「自分にあった防災と避難にであおう」をテーマに、「防災マルシェ」を開催する。

◆かわさきグローバルアカデミー (一般社団法人グローバル文化協働支援センター)

「地域貢献を学ぶ」「なかまづくり・プロジェクトつくりスキルアップ」「交流支援」のコンテンツを展開。川崎区という多様性ある地域で、市民活動をどのようにして立ち上げ、どのようにして運営維持したら良いかなど、そのノウハウを学ぶ場を創出する。また、地域シニアや高校生が中心となり、地域の子どもや母親たちをサポートする活動も行う。

応募できる団体

川崎区の区域内で事業を実施できる団体(NPO法人、市民活動団体、町内会・自治会、公益法人、企業等)で次の要件を満たしていることが必要です。

なお、複数の団体が共同で応募することも可能です。その場合は、共同提案団体すべてが要件を満たしていることが必要です。

- ①団体の運営に関する定款又は相当する規則や会則などを備えていること
- ②予算・決算を適正に管理していること
- ③宗教活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- ④川崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- ⑤公序良俗に反しない団体であること

事業期間

事業期間は、令和8年4月以降の協定締結日から令和9年2月 28 日(日)までです。ただし、事業のメインとなるイベントなどは、できる限り令和9年1月末までに実施してください。

事業経費

事業経費は、1事業あたり 80 万円以内です。事業経費は、実施事業選定後に事業の内容や経費に関する提案団体と区役所との協議・調整により決定しますので、提案時の予算書に記載された金額どおりにはならない場合があります。(令和9年度以降、1事業あたりの負担金上限額が減額する可能性があります。)

なお、経費の支払いは原則として事業完了後となりますが、事業開始当初に資金が無く、事業実施に支障を来す場合には、事業実施前に概算額をお支払いすることができます。

事業経費として計上できる経費は次のとおりです。

①人件費	活動スタッフの人件費など事業実施に係る直接経費が対象となり、通常の団体運営のための人件費は対象外となります。団体構成員に対する人件費の計上は、提案団体の通常の活動内容及び提案事業の内容から個別にその可否を判断します。
②報償費	講師、出演者への謝礼など
③旅費	活動スタッフ、講師、出演者等の活動場所や会議開催場所への交通費など
④消耗品費	チラシ・ポスター・プログラム・会議資料などを作成するための印刷用紙代、事務用品費、材料費、書籍購入費など、提案事業の実施のみに使用する消耗品費です。
⑤印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムなどを作成するための印刷・製本費です。有償配布する印刷物の経費は計上できません。
⑥通信費	会議開催通知や資料送付に必要な切手代や宅配便代など 電話代・インターネット代などは計上できません。
⑦保険料	イベントなどの傷害保険や賠償責任保険の保険料など

⑧賃借料	会議室使用料や機材等のレンタル料です。 なお、利用団体登録を行えば、教育文化会館・大師支所仮庁舎・田島支所仮庁舎に設置された市民活動コーナーの打合せスペースが無料で使用できます。 詳細は区役所地域振興課(電話 044-201-3127)にお問合せください。
① ～⑧以外の経費については、個別に別途、御相談ください。	

応募方法

1 募集期間

令和7年 11 月4日(火)から令和7年 12 月 12 日(金)まで(必着) ※郵送の場合消印有効
(随時、個別事業相談を承っています。新規提案予定団体等、個別事業相談を希望する団体は、川崎区役所企画課へ御連絡ください。)

2 提出書類

- ① いきいきかわさき区提案事業企画提案書(第1号様式)
 - ② いきいきかわさき区提案事業予算書(第2号様式)
 - ③ いきいきかわさき区提案事業団体概要書(第3号様式)
 - ④ 同意書(第3号様式付属書類) ※紙での提出が必要です。
 - ⑤ 団体の定款又は相当する規則や会則など(様式自由)
 - ⑥ 団体の主な活動実績(様式自由)
 - ⑦ 前年度の収支決算書(様式自由)
- ※①から④の様式は、区役所ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000181011.html>)からダウンロードできます。

3 書類の提出方法

次のいずれかの方法により、書類を提出してください。※新規提案予定団体は事前に御相談ください。

- ・窓口の場合
川崎区役所まちづくり推進部企画課(川崎区役所 12 階)
受付時間: 平日8時 30 分から17時まで
(提出の際は事前に川崎区役所企画課(044-201-3296)まで御連絡ください。)
- ・郵送の場合の送付先
〒210-8570 川崎区東田町8番地
川崎区役所まちづくり推進部企画課宛て
- ・メールの場合
61kikaku@city.kawasaki.jp(同意書は紙で提出)
- ・LoGo フォームの場合
区役所ホームページから入力(同意書は紙で提出)

事業の選定方法 【公開プレゼンテーションを3月3日(火)に実施(予定)】

各団体の提案を提出書類及び提出団体による公開プレゼンテーションに基づき、有識者等で構成する「川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会」が審査します。審査委員会の結果を尊重して区が決定し、応募団体に審査結果を通知します。なお、審査において実現可能性に課題があると判断された事業については、決定の際に一定の条件を付す場合があります。

(本事業は令和8年市議会定例会における予算の議決を要します。)

(審査選考基準と配点)

企画内容	課題認識の的確性	・地域の課題を踏まえた内容であるか	10点
	事業の公共性	・区との協働事業として、公共性があるか	5点
	団体特性	・提案団体の特性を活かしているか	5点
	事業の実現性	・企画内容は課題解決に即したもので、実現性が高いか ・企画内容を実現するノウハウがあるか	5点
	事業の独自性・創造性	・企画内容の独自性に優れ、アイデア、また創造性があるか	5点
事業運営	事業の計画性	・確実に事業を実施できる計画がたてられているか	5点
	事業経費	・予算が適正に見積もられているか	5点
	組織・体制	・人員等の実施体制が十分整えられた計画となっているか ・提案団体に活動実績はあるか	5点
将来性	市民満足度	・多くの人に共感を得られる内容となっているか	5点
	地域への広がり	・地域の住民、団体などと連携して取り組み、地域への広がりが期待できるか	5点
	事業の発展性	・今後、自立的な事業に発展して継続的な実施が期待できるか	5点
加点対象		・地域が直面する具体的な課題の解決に寄与する内容であるか	5点

各項目5点満点(5点(特に優れている)、4点(優れている)、3点(標準)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))合計60点満点で採点。「地域が直面する具体的な課題の解決に寄与する内容」については、審査において加点の妥当性が認められた場合のみ5点を合計点に付与し、選考順位を決定。全体の得点が6割に満たない事業、また、「課題認識の的確性」の得点が3割に満たない事業は選定しない。

提案団体と区役所の協議⇒事業実施⇒事業報告

1 提案団体と区役所の協議・事業実施

本事業は、選定団体と川崎市(川崎区役所)がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割、責任等を明確にするための協議を行った上で、事業内容や事業経費を決定します(事業経費は提案時の予算書に記載された金額どおりにはならない場合があります。)

事業内容や事業経費の決定後、事業を実施していただきます。なお、事業経費を事業実施前にお支払いすることとした場合には、概算額をお支払いし、事業終了後に清算します。

2 事業報告

事業完了後30日以内に、いきいきかわさき区提案事業結果報告書(第4号様式)、その他必要な書類により、事業結果や収支決算の報告をしていただき、「川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会」において事業評価を行います。

なお、事業評価のための審査委員会の開催は令和9年2月上旬を予定していますので、事業のメインとなるイベントなどは、できる限り令和9年1月末までに実施してください。

その他

1 同一事業の継続に関する制限について

いきいきかわさき区提案事業による事業の実施は単年度を原則としますが、翌年度も提案事業の枠組での実施を希望する場合は、年度ごとに提案をしていただき審査を行います。

この場合の同一事業の実施については、特定の団体の特定の事業に偏ることなく、さまざまな団体のさまざまな取組を幅広く選定していきたいと考えており、限度を3年としております。

2 事業内容の広報・情報公開について

(1)広報について

提案団体が、事業実施のために作成する広報物や事業開催会場等には、いきいきかわさき区提案事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

(2)情報公開について

川崎区役所は事業の公正性、透明性を高めるため、提案団体名、事業の内容、実施結果等を川崎区役所ホームページ等で公表します。事業の写真等を掲載する場合もあります。

また、本事業への応募書類及び事業実施に際して提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開されることがあります。

3 川崎区ソーシャルデザインセンター 地域活動助成金について

誰でも気軽に集える居場所「まちのひろば」の創出や、その他地域活動活性化に資するイベントなど、川崎区内で地域主体の事業を行うために必要な経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付しています。1事業あたり5万円を上限として、同一の申請者に対して年度2回まで交付可能です。

いきいきかわさき区提案事業よりも少額ですが、地域の課題解決に直結するものに限らず、幅広く申請いただけます。また、電子申請が可能で、簡単に申請いただけますので、ぜひご検討ください。

※いきいきかわさき区提案事業と川崎区ソーシャルデザインセンター 地域活動助成金の併用はできません。

川崎区ソーシャルデザインセンター窓口サイト

<https://cautious-kookaburra-38b.notion.site/SDC-5d8178d624fa4ab8be431056f61d509b>